

専決処分の報告について

秦野市国民健康保険条例及び秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和



専 決 処 分 書

秦野市国民健康保険条例及び秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月10日

秦野市長 高橋 昌 和



理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、条例で引用する同法の条項が削除されることに伴い、その条項で規定されている新型コロナウイルス感染症の定義と同様の定義を規定するため、改正する。

秦野市条例第 1 号

秦野市国民健康保険条例及び秦野市職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例

(秦野市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 秦野市国民健康保険条例（昭和 34 年秦野市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を加える。

(秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年秦野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。

報告第1号 秦野市国民健康保険条例及び秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>秦野市国民健康保険条例の一部改正</p> | |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき</p> <p>(<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状がありその感染が疑われるときに限る。))は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> |

3 - 7 (略)

3 - 7 (略)

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

附 則

附 則

1 - 3 (略)

1 - 3 (略)

(保健衛生手当の特例)

(保健衛生手当の特例)

4 第5条第1号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したときは、1日につき3,000円（同感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事したときは、1日につき4,000円）の保健衛生手当を支給する。

4 第5条第1号の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したときは、1日につき3,000円（同感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事したときは、1日につき4,000円）の保健衛生手当を支給する。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。